

高等学校等就学支援金の受給を希望する方へ

令和6年7月分以降を受給するためには、 e-Shienにおける申請が必要です!!

対象となる方

- 01 4月に申請を行い、認定された方で、
令和6年7月分以降も**継続**して受給を希望する方
- 02 4月に申請しなかった方、又は申請したが不認定になった方で、
令和6年7月分より**新たに**申請する方

時期

令和6年7月1日～16日

上記〔01〕に該当する方は、手続きが可能となるタイミングは審査の進捗状況により個人差があります。ご自身でe-Shienにログインし、手続きができるかどうか確認してください。

e-Shienログイン



<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

4月に一度申請したのに、また申請が必要なの？

就学支援金を通年で受給するには、年2回申請が必要です!!

就学支援金は、保護者等の住民税の課税情報をもとに収入状況の審査を行います。毎年7月に審査に用いる住民税の課税年度が切り替わることから、7月頃に再度受給のための手続きが必要です。

申請方法

- Step 1** 右上の二次元コードからe-Shienにアクセス
Step 2 4月に行った申請の結果により今回必要な申請の種類が異なるため、
以下の案内にしたがって該当の申請を実施

認定



継続意向登録

収入状況届出

※4月に個人番号を手入力の方法で提出済みの方は収入状況届出の操作は省略されます。

不認定



認定申請

審査中



申請はまだ行えません。審査完了後に手続きを行います。

8月以降の申請となりましても、7月からの受給権を失うことはありません。

未申請



意向登録

認定申請

※4月に意向登録にて「意向なし」とした場合は申請が出来ませんので、在学へ「意向あり」に変更したい旨をご連絡してください。
その上で「意向登録」「認定申請」を行います。

就学支援金制度 Q&A

Q1 令和6年4月から6月分の審査結果や支給額は確認できますか。またどのように支給されますか。

審査が完了した場合は、e-Shienにログインし、審査結果（認定または不認定）を確認することができます。より詳細な支給額については、学校を通じて紙で通知されます。また、就学支援金は、申請者に代わって学校が受け取ります（代理受領）。就学支援金の充当方法は学校により異なりますので、審査完了後の就学支援金の充当時期や方法については、在学校にお問合せください。

Q2 e-Shienで確認したところ、不認定になっていました。もう一度申請してもよいですか。

現在確認できる審査結果は、令和6年4月から6月分に対するものです。令和6年7月分以降は、今回の不認定の判定に用いたものとは別年度（令和6年度）の課税情報を用いるため、**もう一度申請いただくことが可能です**。なおこの場合、継続受給のための手続きではなく、新規の申請として手続きを行います。そのため、4月と同様「受給資格認定申請」の手続きを行う必要があります。**必ず7月1日以降**に手続きを行ってください。

Q3 申請後に税更正の手続きを行いました。審査結果や支給額は変更となりますか。

収入の修正申告や税額の更正決定により区市町村民税額に変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。必ず速やかに（税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内）学校に連絡してください。

Q4 マイナンバーカードの読み取りが出来ずエラーになります。どうしたらよいですか。

読み取りができない場合は、個人番号を入力する方法に変更することで同様に申請を完了できます。

個人番号（マイナンバー）カードを使用した自己情報提出



読み取れない時は方法を変更
※

※「収入状況届出」で読み取りができない場合は個人番号を入力する方法へ変更する際、変更のため在学校へご連絡する必要があります。



個人番号（マイナンバー）の入力 12桁の番号を直に入力します



※4月に申請した際に個人番号を入力していた場合、再度の入力が不要な場合があります。

ご不明な点については、東京都私学就学支援金センターまたは在学校にお問合せください。

東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当

☎03-6743-5011 平日 午前9:15～午後5:00

※ただし7/6(土)・7/13(土)は電話を受け付けます。また7/1(月)～7/13(土)の期間の電話受付時間を午前9:15～午後8:00に延長します。
※申請内容に不備があった場合等、確認のためこちらの番号よりご連絡をさせていただく場合があります。

生徒と保護者が都内にお住まいの方へ

都の上乗せ助成制度を利用するためには、（公財）東京都私学財団が実施する「**私立高等学校等授業料軽減助成金**」の申請が必ず毎年必要です。就学支援金のみでは、上限額まで補助がされませんのでご注意ください。

申請期限：令和6年7月31日（水曜日）

申請サイト：右の二次元コード又は以下のURL

https://www.shigaku-Tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html



お問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当

☎03-5206-7925 平日 午前9:15～午後5:00

※申請内容に不備があった場合等、確認のためこちらの番号よりご連絡をさせていただく場合があります。